

認知症施策について

資料 2 - ④

新オレンジプランの7つの柱

I 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

II 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

III 若年性認知症施策の強化

IV 認知症の人の介護者への支援

V 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

VI 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
⇒ 国家レベルの取組み

VII 認知症の人やその家族の視点の重視
⇒ 他の6つの柱に共通する プラン全体の理念

総合的に施策を推進

大阪府における主な認知症施策

【認知症への理解や啓発の推進】

- 認知症サポーター養成の推進（サポーター養成の担い手となる「キャラバン・メイト」の養成）
- 認知症サポーターの活動やピア活動を促進（2019年度新規 チームオレンジ等構築モデル事業）

【早期発見の推進及び地域連携体制の強化】

- 市町村に設置・配置する認知症初期集中支援チーム（専門職により初期の包括的支援）及び認知症地域支援推進員（相談支援や支援体制の構築役）のスキルアップを図る研修等を実施

【認知症医療体制の充実】

- 認知症疾患医療センター及び都道府県連携拠点医療機関等を整備
- 認知症サポート医（認知症診断等に関する相談・アドバイザー役）を養成等
- かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・看護職員・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上を図る研修を実施

【認知症ケア人材の育成】

- 体系的な認知症介護研修を実施（研修の種類：基礎、実践者、実践リーダー、指導者等）

【若年性認知症施策の推進】

- 若年性認知症支援コーディネーターを設置
- 若年性認知症に関する啓発活や支援者等への研修を実施

【介護者への支援の促進】

- 市町村が開設する認知症カフェ（認知症の人等と地域住民、専門職が集う場）の周知啓発

【高齢者にやさしい地域づくり】

- 大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定（10件11企業・団体と締結）
⇒市町村が構築する「見守りSOSネットワーク」への参画等
- 行方不明・身元不明迷い人の早期発見・特定に関する府警本部との相互連携推進にかかる協定

最近の国等の動向

認知症施策推進関係閣僚会議の設置 (H30.12.25)

- ・認知症に係る諸課題について、政府一体となって総合的な対策を推進。
- ・閣僚会議の下に、「幹事会」「有識者会議」「専門委員会」を設置。
- ・「認知症施策推進大綱」決定 R元.6.18)

※経済団体、産業団体、地方団体、専門職団体と当事者団体等 約100団体で構成する認知症官民協議会と連携

認知症施策推進大綱（R元.6.18決定）

- ・「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進。
- ・予防に関するエビデンスの収集・普及、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組みに重点を置く。
- ・結果として、70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることをめざす。
- ・対象期間は、2025年まで。

認知症基本法案の国会提出（自民、公明）

- ・政府による認知症施策推進基本計画の策定義務
- ・都道府県等の認知症施策推進基本計画の策定努力義務等
→**法成立後、府の基本計画策定が求められる。**
（地域福祉支援計画、医療計画、介護保険事業支援計画等との調和）
- ・基本的施策に「認知症に関する教育の推進」「バリアフリー化の推進」「予防の推進」「専門的な医療機関の整備」など盛り込む。